

第二十二回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 三 十 二 号

昭和三十年七月一日(金曜日)
午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 官澤 胤勇君

理事 高橋 一君 理事 辻 政信君

理事 床次 徳二君 理事 江崎 眞澄君

理事 森 三樹二君

長井 源君 保科善四郎君

眞崎 勝次君 栗山 博君

大坪 保雄君 大橋 武夫君

田中 正巳君 福井 順一君

船田 中君 西ヶ久保重光君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

下川儀太郎君 井上 良二君

田原 春次君 中村 高一君

矢尾喜三郎君

出席國務大臣

國務大臣 杉原 荒太君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

調達庁長官 福島儀太郎君

防衛政務次官 田中 久雄君

防衛庁次長 増原 惠吉君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(大田官房長) 林 一夫君

防衛庁参事官 久保 龜夫君

(裝備局長) 林 一夫君

委員外の出席者

専門員 龜封川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 安倍 三郎君

七月一日

委員小金義照君、長谷川保君、受田

新吉君及び鈴木義男君辞任につき、その補欠として大橋武夫君、石橋政嗣君、田原春次君及び井上良二君が議長の名で委員に選任された。

六月三十日

元滿州国日本人官吏に恩給法適用に関する請願(大石武一君紹介)(第二九三七号)

同(大橋忠一君紹介)(第三〇〇二号)

恩給法の一部改正に関する請願(藤本捨助君紹介)(第二九三八号)

同(丹羽兵助君紹介)(第三〇〇〇号)

同(保科善四郎君紹介)(第三〇〇一号)

官城県古川市外七箇町村の寒冷地手当引上げの請願(保科善四郎君紹介)(第二九三九号)

小牧飛行場基地周辺に駐留軍専用モデル施設建設に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第三〇一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)

〇宮澤委員長 これより会議を開きます。

自衛隊法の一部を改正する法律案、

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続けま

す。通告がありますので、順次これを許します。暑中の折柄ですから上着を脱いで質疑応答をなさるようにな

ましよう。大橋武夫君。

〇大橋(武)委員 私は議題となつてお

ります自衛隊の増強計画につきま

し、まず防衛庁長官に御質問をいた

したいと存するのでございます。

まず自衛隊の増強というところは、こ

れは日米安全保障条約に基づくわが方

の責任の履行として、年々財政の許す範

囲において続けておる措置でござい

まして、特に今年事案らしいものではな

いわけであります。しかしながら鳩山内

閣の創立に際しましては、自衛隊の増

強ということについて計画を立てなけ

ればならぬ、そうしてその増強計画とい

うものは、経済五カ年計画あるいは

経済六カ年計画と相呼応して行わなけ

ればならぬものである、こういうふう

なことがたびたび内閣の意図として公

けにせられておったわけなのでござい

ます。そこで私は今回の法律改正の内

容となつております陸海空の各種部

隊の拡張というものは、この一定計画

に基づく年次計画の一部であるのか。そ

れとも本年限りの計画であるのか。こ

の点をまず第一にお伺いいたしたいと

存するのでございします。

〇杉原國務大臣 お答え申し上げます。

ただいま大橋委員のおっしゃいま

したように、いわゆる自衛力の増強と

いうこと、そうしてこれを国力に応じ

てやっていく、これは自由党内閣時代

からもうそういう御方針でやってお

られたところでございします。そして

またさらに一昨年の秋でございま

した、自由党の吉田総裁と当時の改進黨

の重光総裁との間の会談におきまし

て、長期計画を立てるということにつ

いてのお話し合いがあったことと承知

いたしております、引き続き自由

党におきましては改進黨におきまし

ても、長期計画なるものをお作りにな

ておたと承知いたしております。私

らも実は長期計画と申しますか、その

趣旨は大体そういう自由党でお作り

なつておつたものと趣旨を同じうし

て作る必要がある、こう考えまし

て、長期計画を作るといふ方針のもと

に、現在内閣もその方針をとつてお

る次第でございします。従いましてこの長

期計画につきましましては、これは防衛

限りで全部作れるというわけではござ

いませんけれども、防衛庁といたしま

しても研究を重ねて参っております。

防衛庁内としては前からいろいろと

研究を重ね、各段階においてその研究

の一応の結果を取りまとめ、さらに

また研究を重ねる、こういう順序を

ずつと続けておる次第でございま

す。私が就任しました後、その前に

もいろいろ研究をしておりましたが、

さらに現在これらの研究を重ねてお

まして、実はまた防衛庁内部としても

これは防衛庁の成案だといふところま

では行っていないような次第でござ

います。いわんやまだ政府の案として成

案を得るに至っていない段階でござ

います。従いまして本三十三年度におき

ましては、まだ正式に政府の成案とし

ても、また防衛庁としても、これが決

定的なものだといふ案を起草するわけ

に参りません。今年度において財政の許

します限り必要と認めることを計画

し、予算に計上いたした次第でござ

います。

〇大橋(武)委員 長期計画はたびたび

防衛庁で研究を重ねておるが、いまだ成

案に至らない、こういう御説明でござ

いしましたが、成案に至らないと申しま

すか、あるいは防衛庁内部でいろいろ

研究し、たびたび仮案のごときものは

作つておつても、それを公式に防衛

の案として発表する段階にはいかに

ない、その理由と申しますか、どうい

う理由と申しますか、どういふことが

理由となり原因となつてなかなかの

成案が防衛庁自体においてもできない

のであるか、こういう事情について御

説明いただきたいと思います。

〇杉原國務大臣 お答え申し上げます。

いろいろあり得ると思ひますが、

一つには陸上自衛隊の増強について

どういふ規模内容が適当だろうか、こ

ういふ点につきましてもさらに検討を

重ねたい、こう考えておる次第でござ

います。

〇大橋(武)委員 そうすると陸上部隊

の増強の規模内容について確信を持

つて至らないために、全体の長期計画

ができない、こういうことでござ

ますか。

○杉原國務大臣 ただいま申し上げましたように、いろいろ検討を要すべき点があると思っておりますが、その一つといしましては、今申し上げましたようなものをおもなものとしまして考へておる次第でございます。さらに大橋先生も御承知の通り、増強といひます場合には、これに伴ひましてアメリカ側からの装備品等の期待ということが相当重要な要素になるわけでございまして、そういう点につきまして、見通し等について果して従来の研究のものでいいかどうかという点につきましては検討を要する点があるように考へる次第でございます。

○大橋(武)委員 そうすると陸上部隊の規模(武)並びに装備等についていろいろ未解決の点があるために長期計画ができない、こういうお話をございまして、まず第一に規模という点については従来どういう考へ方であり、それがどういふ事情で決定できないかという点について一つ掘り下げて伺ひたいと思ひます。

○杉原國務大臣 陸上部隊の問題につきましては、従来改進黨の方面におきましては地方防衛隊といひますか、ごく短期の訓練をしたものをあわせ考へたらどうかという御意見もあるようでありまして、これらも非常に傾聴すべき考へであります。そういう点はさらによく検討を加へまして、その結果によつてこの陸上部隊の規模内容等もきめていきたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○大橋(武)委員 そうすると、いわゆる民兵制度を採用するかどうかということが陸上部隊の規模を決定する大きな要因である、そしてそれについてなかなか結論が得られないために長期計画が立てられておる、こういうふうな理解してよろしうございませうか。

○杉原國務大臣 陸上部隊につきましては、おもな点はそういう点を問題として考へております。

○大橋(武)委員 この点についてはまた後に伺ひます。

な要因である、そしてそれについてなかなか結論が得られないために長期計画が立てられておる、こういうふうな理解してよろしうございませうか。

○杉原國務大臣 陸上部隊につきましては、おもな点はそういう点を問題として考へております。

○大橋(武)委員 この点についてはまた後に伺ひます。

○杉原國務大臣 その点につきましては、大橋先生のおっしゃったあとの総合的な見地から考へていきたい、こう考へておる次第でございます。

○杉原國務大臣 今御指摘の点は防衛計画を立てて参ります際に基本的な前提として非常に大事な点だと考へておられます。そして陸上部隊につきましては、日本の可能な増強の実現に伴ひ、なるべく早く撤退可能な状態を作りたいという点を考へておられます。それから海と空の方でございまして、これは非常にむずかしいと思ひますが、これは非常に困難を伴う問題であります。こういう点につきましてもおおよそ検討を加へていきたい、こう考へておる次第でございます。

○大橋(武)委員 私は防衛の問題につきましては、増強計画を立てるといひますと、まず今後の日本の国土の防衛をどういふふうに行うべきかというところが根本になるものと思ひわけてございませう。現在の日本の国土防

衛につきましては、御承知のように、日米安全保障条約というものが存在いたしておるわけでございませう。そこで増強計画を立てるに当たっては、安全保障条約というものによる米軍の駐留という点を完全になくすといふことを目標にして計画を立てていくのか、それとも多少とも地上部隊は撤退されるにしても、海上部隊あるいは航空部隊は当分の間日本の防衛のためにとどまつてもらう、こういう考へ方で行つていくか、これによつて将来の計画が相当変わるものと思ひます。そこで防衛当局とせられましては、この日米安全保障条約による駐留米軍というもののついて、今後の日本の防衛計画を立てる上においてどういふ程度の力並びにどういふ程度の仕事を期待しておられるか、これをまず伺ひたいと思ひます。

国内におらなければならぬということはないと思ひます。ほんとうに支援を必要とする場合に支援してもらつて、こ

○大橋(武)委員 そこで地上部隊についてはなるべく早く自力でやりたい、こういう考へで増強を考へるという大臣の御答弁でございませう。そうしますと、大体日本の国土において自力で地上部隊として防衛の任務に当るためにはどの程度の部隊数が必要だといふ目標が当然考へ得られるものと思ひわけてございませう。こうした点について大臣のお見込みは一体どういふ程度でございませうか。

○杉原國務大臣 実はそういう点は今の計画を立てるに当りましてきめなければならぬこととございませうが、それにつきましてまだ数字的にどういふふうなところまで結論を得ていない次第でございます。陸上部隊につきましては、先ほど申し上げましたような点なども考へたいと思ひまして、それによつてまた規模、内容等も多少変化があるかと思ひます。そういう点よく考へたいと思ひまして、日本の財政力等から見ましてあまり無理のないというふうなところを目標にしてやつていきたいというふうに考へておる次第でございます。

○大橋(武)委員 実はこの考へ方についての大臣のお考へには二つの矛盾した考へ方が無批判に総合されておるのではないかと、この点を私は心配いたすのでございませう。それは地上軍だけでは自力でもって全部準備するのだということになりますならば、それに必要な

だけの部隊は、財政の都合がどうあるうとも、究極においては日本が自力で準備しなければならぬものだと思ひます。ところがそれが財政の都合でできないといふことになりまして、その間においては、当然その足りない部分は、米軍に頼まなければならぬ、こういうことにならうと思ひますのでございまして、私はその中間において財政的の都合によつて究極の目的に達する時期に早いおそいがあるといふことは当然あることだと思ひます。その間においてアメリカの軍隊の駐留を求めなければならぬということもあり得ると思ひます。しかし究極においては、財政の都合がどうあるうとも、結局自力でやるという方針をきめる以上は、必要な最小限度のものはどうしても自分で準備しなければならぬものと思ひわけて。そうした究極の目的として大体どのくらいの部隊が必要だといふことを考へておられるのでございませうか。

○杉原國務大臣 先ほど私が申し上げましたのは、現在日本におります地上部隊の撤兵と増強との関係について申し上げたのでありますが、今大橋委員の御指摘の点は、それとまた少し角度を異にした点の御質問だと思ひます。それで陸上部隊におきましては、究極において日本自力で陸上部隊としての機能を完全に果たすことは、私は日本としてはなかなかむずかしいと思ひます。従ひましてわれわれの希望しない事態でありますけれども、万一の場合に与国からの支援を得るまで若干の間少くとも持ちこたえる、そういうところを大体考へてやつていくべきものだと考へております。

○杉原國務大臣 先ほど私が申し上げましたのは、現在日本におります地上部隊の撤兵と増強との関係について申し上げたのでありますが、今大橋委員の御指摘の点は、それとまた少し角度を異にした点の御質問だと思ひます。それで陸上部隊におきましては、究極において日本自力で陸上部隊としての機能を完全に果たすことは、私は日本としてはなかなかむずかしいと思ひます。従ひましてわれわれの希望しない事態でありますけれども、万一の場合に与国からの支援を得るまで若干の間少くとも持ちこたえる、そういうところを大体考へてやつていくべきものだと考へております。

○大橋(武)委員 そうすると増強計画の究極の目的は、与国の軍隊の来援するまでの短期間、少くとも独力で国土の重要な部分を防衛する、こういうことを目標として考える、こういう御方針と承わりますが、それでございませうか。

○杉原国務大臣 さようでございます。

○大橋(武)委員 そうなりますと、この地上部隊というものは、侵略の開始された早期において、三ヶ月であるかあるいは半年であるか、それは今後いろいろ検討すべきものでありまして、少くとも短期間において、最も大きな戦闘力を發揮しなければならぬ使命を持つて、こう考えられるわけですね。そうすれば、私はそういう場合において果していわゆる民兵というような制度が、その一、二ヶ月の最も危急なときによく召集されて部隊を編成し、そしてその侵略に対する防衛の行為に参加できるかどうか、これはどうした地上部隊の使命から見てもなり難点があるのじゃないか、こういうふうには思いますが、大臣はその点についてはどういってお考えでございますか。

○杉原国務大臣 いわゆる民兵的なものがすぐ直接侵略に役立つということに期待することは無理だと思えます。ただ後方におきまして、われわれの好まない事態が生じた場合においては、後方においていろいろ治安の問題で、いわゆる間接侵略というような危険などもなきにしもあらずであるから、そういう場合には、あるいは今の民兵的なものも役立つ得るかもしれぬ。しかし、そういうものをどうい

うふうにやっていくか、こういう点はよく研究していきたいと思えます。

○大橋(武)委員 ただいまの大臣の回答によりますと、侵略の際に当って民兵が主力部隊として防衛の任に当ることは困難である、従って後方における補助的な作戦に使用できる程度だ、と思う、こういうお答えであつたわけでありませう。そうすると結局、民主主義の諸君が主張しておられる民兵というものは、これは大臣のお考えによりますと、主力部隊としては考えられないものなのであつて、まず主力部隊はやはり現在の部隊を拡張する以外にはないわけですね。そうすると民兵によって補充できる部分というものは、この全体の地上部隊の増強計画から申しますと、きわめて小部分ではないかと思つたわけですね。そうすると、先ほど民兵の問題が解決しないから、従つて陸上の増強計画が完成しないのだ、こう言われておりますけれども、そうではないのであつて、むしろ終局において、主力部隊としてどの程度の部隊を日本の防衛に備えなければならぬかというやうな、根本的な問題がまだ未解決であるがためではないのであります。

○杉原国務大臣 先ほど申しましたように、今の根本的な問題とか、それからいろいろ重要な問題があるのだから、従つて、これら点についてなお十分に検討を加えていきたい、こういうふうにお考えである次第でございます。

○大橋(武)委員 それでは伺います。が、鳩山内閣成立いたしましたので、半歳であります。この間に、一体防衛庁はこの民兵の問題についてどれだけの研究をなさつて、そして今日

どういふ結論に到達しておられるのですか。

○杉原国務大臣 まだ結論に到達いたしておりません。こういう点は実はほかの問題とも関連いたしますし、まだ十分に研究を加えていく必要があると考えておる次第でございます。

○大橋(武)委員 しかし政府は、すでに国防会議法案を今国会に提出いたし、これが成立したならば直ちに防衛計画を諮問する、こういう段取りになつておるにもかかわらず、この主力部隊としてどの程度のものが要るのか、それについて補助的役割を勤めるべき民兵の問題一つについても、今日まで何ら研究ができていない、これは、これはあまりにも怠慢ではないかと思つたわけなのでございますが、何か御弁解がございまして承わりたいと思つております。

○杉原国務大臣 非常に困難なる問題でございます。いろいろの面から検討を加えております。いろいろの御批評があるようでございますが、なおいろいろのことが関連いたしますので、まだ結論を得てない次第でございます。

○大橋(武)委員 いろいろのことが関連してなかなかあなたのお力では結論が得られないということでございます。私には特に要らない親切気を出しまして、このいろいろの問題を分解いたし、一つ一つの問題についてこの委員会の質疑応答を通じて、少しでもあなたが結論を出すのにお役に立ちたい、こう思つて質問をしておるわけなんです。そこで私は、民兵の問題だけでも何日かかってでもあなたに一つの結論を出していただきたいのですが、一

体民兵の問題についてあなたはどういふお考えでありますか、また民兵とは何でありますか。

○杉原国務大臣 先ほど民兵的なものとは私は申しましたが、改進黨においては、地方防衛軍という言葉を言つておられたと思ひますが、それをさしておるのであります。そういう点につきましても、これは名称をどう言ひますか、たとえば地方防衛隊と言ひますか、そういうものについても、改進黨あたりの言つておられた案なども十分検討した上で考えていきたいと思ひます。

○大橋(武)委員 今改進黨と言われましたが、改進黨なんというものは今ございませぬ。改進黨というものは、これは、それはもういふやうななくなつておる。そういうやうななくなつておる派の、もとのまゝいふことになつておる。そういうものまで研究しておつたのでは、幾ら忙しかつてやつてみたところで、とても結論には達しないと思ひます。それでは一体民主主義は現在の民兵問題についてどういふ主張をしておられるのですか。

○杉原国務大臣 民主主義においてもいろいろ御意見がございまして、元改進黨で考えられておつたいわゆる地方軍と同一の——全然同一のものかどうかはわかりませんが、普通の正規の自衛隊のほかに、さらにごく短期の訓練を受けた者をふやしたらどうかという御意見があるわけでございます。

○大橋(武)委員 あなたは、御自分が入つておらなかつた改進黨の民兵のこととはよく知つておられるが、現在自分の属しておられる民主主義のその政策の方は、こういうことらしいということとばかりに遠慮して言つておられます

が、結局今あなたは、こうした問題についてあまり熱心に研究しておられないということになるのじゃないですか。民兵の問題について、あなたはさう言われますが、ほんとうにあなた自身がまじめに防衛庁の全機能をあげて研究しておられるのですか。

○杉原国務大臣 研究しております。

○大橋(武)委員 それではどの部局の何という人がどういふ研究をいたしたか。

○杉原国務大臣 それぞれの担当の部局に命じて研究させております。

○大橋(武)委員 それではその研究の結果を、大臣のお許しがあったら一つお述べを願ひたいと思ひます。

○林(一)政府委員 民兵制度につきましても、この春以来事務的に研究をしておるのであります。まずこの制度についてであります。外国においては、どういふことになつておるかという点と、一つの参考となるかと思ひます。——もちろん国内的にはどういふことをするかという点を前提として、外国の制度の研究であります。まず外国の制度の研究からかかつておるのは、米国の制度と英國の制度、それからスイスの制度などでありまして、これも向うの大体の制度を現在入手し得るところの資料によつて研究した程度でございます。とまかい点はわかりませんが、大ざっぱなところは大体わかつてきたのであります。こういう制度を研究し参考にして果してわが国の国内でうまく実施できるかどうかについては、その対象をいかにするかとか、どういふ訓練にする

かとか、どういふふうにして募集するか、志願にするか——徴兵ということとは全然考えられませんが、志願にした場合はどういふ困難が伴うかというような点をいろいろと研究いたしておるのではありません。しかしまだなかなかどうやうな方がいゝとかあつた方がいゝとかいふところまでには至っていないのであります。現在までの研究の程度は、主として外国の制度に力を入れてやっております。それに基いて、果してわが国においてそれがどの程度実行できるかというところをいろいろのデータについて研究はしておるのですが、まだはっきりその結論は出ておりません。

○大橋(武)委員 その御研究の一端を一つお漏らしたくないと思つたのであります。私もいろいろと聞いて、この民兵制度について一番関心を持っております。問題は、この民兵というものが国土防衛においてどういふ任務を与えられるか、これがまず第一だと思つたのであります。そして組織のこととか何とかがいろいろありましようが、まず日本の地上部隊の増強計画をきめるといふ上からこの民兵制度を問題にするならば、全体の国防組織の中において民兵がいかなる任務を与えられておるか——これについてはアメリカも強大なる地上軍を持つておるのでありますが、特に強大なる地上軍を持ちかねておるところのスイスあたりにおいては、どういふ任務を与えられておるのでしょうか。

保有というものは禁止してあるように聞いております。そういうわけで兵役義務はありますが、常備軍は保有してないといふことで、一応兵役義務を課しまして、一定の訓練をしてから帰郷しまして、これが予備兵力となつて年に何回ずつかの訓練を受け、有事の際には動員するといふような建前になつておるのであります。常備兵力としてはきつめて限られた数でありまして、あとは一定の訓練を経て在郷といふか帰郷をさせまして、これが予備力になつて有事の際に動員する、こういうふうな考へております。

○大橋(武)委員 そうするとスイスの民兵といふものは、これはスイスが、常備軍を置くことが国際的に困難であるから、そこで便法として常備兵にかわる民兵制度といふものを設けたのだ、こういうふうな御研究の結果でございまいしょうか。

○林(一)政府委員 どういふものを民兵といふのか、その区別がはっきりしないのであります。兵隊義務を課しまして、初年兵の学校に入り、百二十日間の基礎軍事訓練を受けまして、それから帰郷いたしまして予備軍といふことになりまふ。それを民兵と申しますか、何と申しますか、私もそれはそれと、民兵といふわけでは一定の訓練を経ますが、そういうわけではあると承知いたしております。

短期現役といひますが、現役期間は一年とか二年とかではないので。百二十日くらいです。三ヶ月ですか、その三ヶ月の短期訓練を受けたところの予備軍のようなものではないですか。

○林(一)政府委員 私もそう思つたのであります。初年兵の学校に入校いたしまして訓練を受けた後、これが帰郷いたしまして予備力となつておるといふわけで、これを予備兵役の民兵と言へば民兵と申されましようが、予備力である、こういうふうに考へております。

○大橋(武)委員 そうすると大臣にお伺いしますが、大臣が地方防衛部隊、民兵的なものとして御研究をお命じになつておられますものは、今のような短期訓練による予備軍を研究するようにおしやつたわけですか。

○杉原國務大臣 この短期の訓練をした予備軍的なものと申しますか、いわゆる地方防衛隊といふものは一体どういふふうな任務を与えるのが日本の場合適當かといふことは、これは各国でもいゝわゆる民兵的なものとしてどういふ任務を課して、それがその国で實際に正規の部隊との関係でどういふ成果を上げておるか、その辺のところを實際に研究させて、日本としてどういふふうにするのが適當かといふことをまず一つ研究したい、こういう趣旨でございませう。

のきわめて漠然たる御命令であつたのではないかとたゞいまの御答弁から拝察いたさざるを得ない。これではいつまでたつてもあなたの御期待されるような研究が終る時期があるとは思われません。現に御命令によつて当局において検討されておられるところのスイスのいわゆる民兵制度なるものは、これはわれわれが言うような民兵じゃない。これはつまり完全なる正規軍の一部であるところの短期訓練による予備軍と言わざるを得ない。あなたはもしこういうふうなものを日本の民兵の制度として研究しようといふのなら、それはもう研究の必要はありません。なぜならば、それが徴兵制度といふものを根柢として初めて成り立ち得るところの予備軍制度なんですから、そういうものを今日の憲法のもとにおいて民兵と称して研究したところで、これは何ら日本の地上軍の増強、地上部隊の増強計画の参考にはならぬと私は思ふが、いかがお考えでありますでしょうか。

○杉原國務大臣 御意見でございませうが、私必ずしもスイスの案をそのままとるというのを予定しておるわけではございませんで、民主党内でもこの問題につきましてもいろいろ御意見のある方もございませうので、実は今後この方ともよく研究していきたいと考へております。

○大橋(武)委員 この民兵問題につきましては、党の人の意見を聞かないとわからないのであります。次会までに大臣は党の人の意見を聞いて、こういうものが民兵である、こういうものを研究するんだといふことを一つはつきり答弁されることを要求いたします。

次に陸上の増強の規模がなかなか決定しないから、そこで六年計画は立ちかねる、こういう御答弁でございませう。この規模をきめるについて民兵問題といふものがある、こういうお話だつたんですが、結局正規の部隊の増強という面からいへば、民兵といふものによつて相當正規の部隊の節約ができる、こういう意味で民兵問題をお考へるものになつておると思ふんですが、節約するものになつておるの主力部隊としての程度の防衛力が必要かという見当について大臣のお考えを承りたいと存じます。

○杉原國務大臣 これは先ほどお答えしたと思ひますが、その目標を数字的に実は今申し上げ得る段階に達してない次第でございませう。

○大橋(武)委員 大臣の増強計画の目標といふものは、地上部隊についてはアメリカ軍の撤退を可能にし、そうして有事の際においては短期間に米軍が来援せられる、それまでの防衛を絶対的に確保する、こういうことを目標としてこの計画を立てられておる。そうすればそれについておおよそ兵力に換算すれば何個師団は必要だとか、あるいは何個師団以上は要らないといふようなことは、大臣の考へておられる常識としてもあり得るんじゃないかと思ふんです。これを今何十何万何千要りますといふきわめて詳細な数字を伺おうとは思ひませうけれども、たとえば三十万くらい要るのであるか、あるいは二十万くらい要るのであるか、それとも十一、二万でいいのであるか、一体どちらなんですか。

○杉原國務大臣 実はそういう点の見当をつけたいと思つて研究しておる次第

第でございまして、まだそれを数で何万とか何十万とか、そこまで申し上げ得る段階に至っていない次第でござい

○大橋(武)委員 それでは今度のこの法律で地上部隊は一体何万になるんですか。

○杉原国務大臣 今回自衛官を二万名の増強をお願いいたしておる次第でござい

○大橋(武)委員 そうすると現在のと合せてそれは何万になるんですか。

○杉原国務大臣 陸上自衛官が十五万になります。

○大橋(武)委員 そうするとあなたの必要と考へておられる地上部隊というものは、十五万以下ということでは不十分だということは言えるんでござい

○杉原国務大臣 そうでございまして。○大橋(武)委員 それを十五万で十分だと思ひなんですか。

○杉原国務大臣 十五万ではまだ十分であるとは思ひません。

○大橋(武)委員 そうすると来年も当然増加されますか。

○杉原国務大臣 来年度につきましては自衛隊全体としていろいろの關係を考慮して決定したいと考へておりま

○大橋(武)委員 これは一体いつごろまでにこうした計画を決定したいというお考へなんですか。

○杉原国務大臣 問題点が多いので非常に困難なことではございますが、なるべく一つ早く済ませて、今国防會議法案をお願いいたしておりますが、国防會議の実現を見ました上は、諸問する

ることができるようにつつ研究を進め

ていきたい、こう考へております。

○大橋(武)委員 この防衛計画のむずかしい第三の理由といたしまして、地上軍の増強のために必要な裝備の供給

について米軍からこれを受ける、その見通しが困難である、また裝備として備へるべき武器の種類ですが、その見通しが困難である、そのために計画

が立ちがたい、こう言われたわけなんです、裝備がなかなかアメリカから来ないために増強ができないんだとい

うことになる、これは当然ある目標があつて、そうしてその目標の部隊を

作るためにはアメリカからこれだけの裝備をもらわなければならぬ。ところがそれが来ないからなかなか何年に幾

らふやうという具体的な計画がでない、こういうことだかと思ふのです、

が、一体そういう意味なんですか。

○杉原国務大臣 アメリカ側からの裝備等の供与を受けますにつきまして、趨勢といたしましてアメリカ側の供与

がかなり私には変化が起つてつあるように判断しておるのでございまして。たと

えば部品類等につきましては、従前から必要な車両、航空機等の部品若干分

はずつとくついてもらつておつたのであります、こういうのをアメリカの方の方針といたしまして、部品等につ

きましてもどうしても日本で作れないものは、日本で生産可能なものにつ

きましてはなるべく日本で作るよう

にに伴う裝備をくれ、こういうことでなければ要求というものは成り立たないと思ふ。そうすればそのアメリカの

供給が見通し困難だということとは、とにかく十五万以上のある要求を前提と

して、初めて裝備の供給が見通しが立たぬということが言えると思ふので

す。そうすればあなたは十五万以上の計画というものを予定しておられ

るに違ひないと思ふのですが、一体どうなんですか。

○杉原国務大臣 私の申し上げますのは、今申し上げますように、裝備の供

与を受けるにつきまして、アメリカ側の外国に対する裝備供与の方針にかな

りの変化が起つておるのではないかと

いうふうに、私は判断いたしております

が、その点を考へて申し上げた次第で

ございまして。

○大橋(武)委員 そうすると、それはある必要な部隊の限度をきめて、それ

を実現するにつて年度割を作るに

當て困難があるという問題であつて、供与がむずかしいからということ

は日本の国土防衛に必要な部隊の数を算定する上からいへば、これは無關係

なことではないかと思ふのですが、そ

うすると要するに民兵問題その他防衛庁の方で増強計画を立てられるにつ

ては、これはまだしっかりした研究を

まじめにやつておらぬ、あるいはまた

そうした点については全然専門的知識

がなく、結論が出ないんだとか、こ

ういふふなことの理由で計画がおくれ

ておると思つてよろしいでしょうか。

○杉原国務大臣 これは裝備のアメリカ側の供与期待度というものは、これは

そう長期にわたつて正確にどうだとい

うことは向うとしても言い得る何かな

いわけであります。御承知の通り、毎

年度予算を組みますから、それだから結局おおよその見当ということになる

わけでございまして。それにつきま

して、この傾向というものを大体判断

しましてやつていくことが、日本の財政負担、それからそれに伴つてそれが

はね返つてこつちがどれだけ増強する

かということがきまるわけでありまし

て、その辺の見当は、今現状のもとに

おいて予測し得る限りの予想をできる

だけ詳しくやつていく必要がある

と考へておる次第であります。

○大橋(武)委員 この問題はどの程度にいたしまして、先ほど大臣の御答弁

の中で、地上部隊増強の目標は、常駐するところのアメリカ軍の撤退であ

る、そして有事の際においてはその

來援まで完全に自力で防衛し得るとい

うことを目標にして、地上部隊の増強を計画すべきである、こういう御答弁

をいたしたわけでございまして、

これは地上部隊についての問題で

ございまして、その点は了承いたしま

した。

次に、海上部隊について増強の目標

はいかなる点を目標として増強計画を

お立てになりますか。

○杉原国務大臣 海上につきまして

は、まず第一は日本の海上交通、商船

の護衛ということが一つの任務だと思

います。それにつきましても、ごく近

海のところ、それから外洋としまして

日本の力ではどういふ距離まで一体や

るか。これは非常に遠距離をやるとし

ますと非常なるものを要しますし、ど

の程度まで護衛できるか。それから港

湾、水道等固定設備その他の防衛、そ

れから掃海ということが日本としては

非常に大事なことだと思ひます。現在

ですら、御承知でもございまいし

うが、大戦中敷設された機雷の掃海とい

うこと、まだ未掃海の部分が非常にた

くさん残つております。終戦以来自衛

隊におきましてずっと掃海の業務に従

事しておりますけれども、これで約

五、六千平方キロ掃海をいたしました

たしますと、まだ少くともあとおそ

らく数年くらいは優にかかるといふ

な未掃海部分もありまして、掃海とい

うことも非常に重要な任務と思つてお

ります。

○大橋(武)委員 そうすると、第一は

護衛、すなわちコンボイ、第二は港

湾、水道の守備、第三は掃海、これを

目標にして増強計画を立てる、こ

う言われたのですが、そうなりますと、必

要なる艦艇の数量、あるいは部隊の

数を決定いたします要素として、港

湾、水道というものはこれはきまり切

つたものですが、護衛といふことにな

りますと、こちらの商船隊がふえれば

だんに護衛もふやしていかなければ

ならぬ。それからまた近海は全部日本

の海上自衛隊でやるのだが、外洋につ

てはどこまで日本の海上自衛隊でや

るか。それはまだわからぬ、こ

ういふことでは結局一番肝心の数量

を決定する因子になるところの遠洋

における日本商船隊の護衛をどの程

度まで日本部隊がやるのかといふこと

をきめなければ、水上部隊の増強の

目標というものは考へ得られないと思

ひますが、その点はいかがでござい

ましようか。

○杉原国務大臣 理論的にはお説の通

りだと思ひます。ただ実際問題といた

しましては、申し上げるまでもなく一方可能の限度ということ、ことに財政上の見地からいたしまして、一体どれくらいのものが要るか、そこに非常な制約があるわけでございまして、これは外洋につきましても非常に限られた部分になるのだと私は思っております。

○大橋(武)委員 そうすると、可能の限度を越えた日本の部隊の不可能の部分の護衛は一体どうなるのですか。

○杉原國務大臣 そういう点につきましては、できる限り与国の支援というものを期待せざるを得ないことになると思ひます。

○大橋(武)委員 そうすると、そういう有事の際におきます遠方の護衛について、与国という一体どこですか。

○杉原國務大臣 アメリカを期待しております。

○大橋(武)委員 そうすると、そのアメリカと何らか話し合いをこの問題についてやっておられるわけですか。

○杉原國務大臣 まだそういうところまで至っておりません。

○大橋(武)委員 大体アメリカが日本の商船隊まで護衛してくれるだけの余力を現実に振っておるとお考えですか。

○杉原國務大臣 ある程度持つておると思ひます。その程度等はわかりません。

○大橋(武)委員 これは持つておるか持つていないかは、単なる想像なんです。そしてまたやってくれるのだらうというのを信ぜられる何か合理的根拠があらうでしょうか。

○杉原國務大臣 一般的に申しまして、日本等極東に対するアメリカ側としての国防計画というんですか、そういうような基本方針的なものから推測いたして、実はそういうふうに推測いたしております。

○大橋(武)委員 肝心の日本の防衛力を決定するに、単なる一個人の杉原君の推測だけが根拠になってこの計画がきまるといふようなことは、どうも私もには納得できないわけです。とにかく水上部隊の最大の任務が護衛である、こうお考えになる以上は、そういう際における護衛のやり方について、アメリカがやってくれるならばやってくれるのだという確たる取りきめのもとにこの目標というものをきめていたなければ海上の目標というものはどうも成り立ち得ないと私は考へるわけでございまして、今後そういう意味において目標をきめられるにについては、この関係を大臣はどういうふうに御処理なさりたい御希望をお持ちでございましょうか。

○杉原國務大臣 これは今の問題のみならず、この防衛計画とアメリカの支援の関係という点は非常に重要な問題でございまして、今御指摘のような点も確かにございまして、日本側としてまずどこくらいのもので大体増強し得るかという点について、大体日本側としての計画、腹づもりといひますが、そういうものを立ててからでないか、具体的に向うのとうだといふような協定というふうなことは、実際問題としてなかなかむずかしいだらうと私は考へております。

○大橋(武)委員 アメリカはその与国に對しまして、船舶、商船の護衛の協

定をしておる例がございしますか。

○杉原國務大臣 護衛そのものについて協定をしておるものを——私は、どういふ協定ですかそれは存じません。

○大橋(武)委員 私が、護衛の問題についてアメリカに期待しておられる大臣のお考え方について根本的に疑問を持つては、アメリカは、なるほど日本の国土については、日米安全保障条約によってある程度の責任を負担する意思と能力を持つており、また責任をも持つておる。しかし護衛の問題は、これは国土防衛と全然無関係の問題なんでありまして、これについてアメリカの海軍力あるいは空軍力というものが依頼するといふ大臣の今の考え方が、根本的に正しいと言へるかどうか、私は非常に疑問に思つてゐる。そこで、もしそういうふうなことをアメリカに期待されるとすればアメリカが日本の希望をいれるであらうということとをまず前提としなければならぬ。

それならば、アメリカがすでに日本以外の与国に對して、戦時におけるそういう商船隊の護衛について責任を負うような協定をしておるかどうか、これを調べるということがまず第一に必要だと思ふわけです。どうも今の大臣の御答弁によりまして、その一番先に調べなければならぬ肝心の点は、お調へになつておらぬらしい。そしてただ何とかがアメリカがしてくれただらう、こういう考えのもとにこれから計画をお立てにならうと思つておる。私は、これではこの防衛長官にこの国土の安全をおまかせして国民として安心するわけにはいかぬ、こういう気持ちが非常に切実にいたしたわけでございまして、この点について何か承知することが

ございましたら、どうぞお願いいたします。

○杉原國務大臣 今いろいろの御意見でございしますが、私申し上げることはありせん。拜聴しておきます。

○大橋(武)委員 意見ではないのであつて、あなたはそういう考え方で果してできるかどうかということ、そういうことではないかどうかということについてあなたのお考えを承わりたい、こういうことを申し上げたわけであります。

とにかく水上自衛隊の一番の使命は海上における商船の護衛である、こゝろ言われておる。そしてそれは、できるだけは日本である、あとはアメリカがやってくれるのだらう、こゝろあなたは言われる。それではアメリカがやってくれるという根拠はどこにあるか、これは一番の根本問題なんです。この点を特にお答えいただきたいと思ひます。

○杉原國務大臣 日本側として、ことに外航の護衛についてどこまで護衛の能力を持てるかという点、これは、必要性の方は、たとえばアメリカとの関係におきましても、日本からサイパン、サイパンからハワイまで、ハワイからアメリカのサンフランシスコまで、どういふふうなございしますが、日本の能力からいましては、サイパン付近までもそうやさしいことではないといふふうに考へておるのでございします。従つてサンフランシスコとそれからそれ以後のアメリカ航路の関係につきましましては、実際問題として日本の能力としてはなかなかむずかしいだらうと私は考へておるのですが、そういう点につきましましては、結果としてでき得る限りアメリカ側に期待せざるを得ないことになる。現実それで直接の護衛というふうなことがどれだけ期待できるか、その辺のところはなかなかむずかしいことだと私も考へております。

○大橋(武)委員 次に航空勢力につきましては、日本においては、どういふ任務は日本の航空自衛隊が當る、またどういふことはアメリカの空軍に頼む、増強計画を作るに當つて、この辺についてある程度の考えをきめておく必要があると思ひますが、それについての大臣のお考えはいかがですか。

○杉原國務大臣 航空につきましては、規模においても内容においても非常に限られたものにならざるを得ない、また本来日本は特に攻撃的な、外国に脅威を与えるような、そういうものを持つべきでない、全く防衛的なものでございまして、従つてこれを航空機に直接関連せしめて考へましても、航空機の機種等はもっぱら防衛のものに限られてゐる、能力からしてもそうなると思つております。従つて爆撃機とかそういうものは考へていないのであります。

○大橋(武)委員 そうすると日本の航空自衛隊の使命は爆撃は全然ない、爆撃機はないわけですか。——そうすると主として偵察あるいは攻撃、こういうことではございしますか。

○杉原國務大臣 さうでございします。

○大橋(武)委員 そこでたゞいま大臣の言われましたように、日本の自衛隊の責任となるべき事柄、一応アメリカの責任に期待する事柄、大体分れてくるわけですか。そうすると日本自衛隊とアメリカの軍隊とは、常に日本の防衛

という共同の目的のために活動するわけでございますから、従いましてこの間におきます共同作戦ということが当然考えられるが、この共同作戦をやっていくための組織、有事の際の組織という点については相当研究する必要があるわけでありまして、この点についての大臣の考えを伺いたいと思ひます。

○杉原国務大臣 御承知の通り、行政協定の中には、日本区域において敵対行為が発生した場合、また敵対行為の急迫した事態が生じた場合について、日本国の防衛について両国政府が協議するという協議事項がございます。しかし今までそういう事態が起っておりませんので、まだこの協議事項の発動はないのであります。いまだそういうことについての協定はない次第であります。

○大橋(武)委員 それじゃその次に、よく民主党の内閣が六カ年計画とすることを言っておられますが、防衛計画の増強ということは、これは今の世界情勢から見ましてそうゆうふうな仕事ではないと思ひます。そこで六カ年が五カ年・五カ年が三カ年、なるべく早くで上ることが防衛という点だけから見れば望ましいわけですが、六カ年というのは一体どういう点から割り出したのですか。

○杉原国務大臣 これは自由党では五カ年ということになっておりますが、今度私の方は六カ年となっております。これは基本的にはある程度の長期の計画性を持たせたいところから来ているのでありまして、ちょうど民主党内閣におきましては、経済の方面において六カ年計画を立ててや

いきたいということを考え、それとあわせて大体国力の推移というふうなものとの見合いをつけてやっています、そういう趣旨で六カ年計画ということになっております。

○大橋(武)委員 そうすると経済六カ年計画との見合いだと言われますが、なぜ経済六カ年計画は六カ年と定まっているのですか。

○杉原国務大臣 その点は大体の長期的計画を立てていきます場合に、あまり十年先とか二十年先とかでは、そうかといつてその辺のところは正確に、五といつた六といつた六に、そこまかく言い切れるものではないかと思ひます。大体のところを見当つけて、こうなつたのではないかと思ひます。

○大橋(武)委員 これはどうもとんでもない話であつて、防衛計画が完成するのに五年でもいいのだ、六年でもいいのだといふのなら、これは七年でも八年でもいいのだ、あえて六カ年計画といふものを打ち出す必要はなくなると思ひます。今の大臣の御答弁は、私はそのままで受け取れません。何なりとももう少しまともな御答弁をいただきたいと思ひます。

○杉原国務大臣 先ほど私防衛の六カ年計画といふことにつきましての六年の意味については申し上げました。そしてさらに今度は経済六カ年計画の六といふのはどうしたのか、こうおっしゃいますので、これは私の言葉が精密を欠いたかと思ひますけれども、六カ年という大體の見当で計画を立てていきたい、こういう趣旨のものだとお答えしたわけでございます。

○大橋(武)委員 私は、なぜ六カ年かかなければ日本の防衛が完備できないのかといふことを伺いたい。そこで六カ年計画の六はどこから来たのか、伺ひましたら、その六は経済六カ年計画から来たのだ、こう言われるから、それでは経済六カ年計画はなぜ六になつてゐるのか、こういうことを伺つたわけでありまして、ですから経済六カ年計画に關係なく、国防の六カ年計画といふものがどういふ事情で六が適當なのだ、六が一番いいのだといふことをおっしゃれば、経済六カ年計画のことを私は承わらうとは思ひません。しかしあなた、防衛六カ年計画はなぜ六になつてゐるのかといふと、これは経済六カ年計画があるからだ、こう言われるので、それならば経済六カ年計画はなぜ六になつてゐるのかといふことをどうしても伺わざるを得ないわけでありまして。

○杉原国務大臣 これは自由党内閣時代からそうでありまして、独立国として国力に應じた自衛の体制を作り上げるといふことを基本方針としてきておるのであります。しかし一方、その間にあつて、計画を立てるに當つての重要なことは、日本の経済力、財政力、その見通しといふものに實際は制約されるわけでありまして、そういう点につきまして大体六カ年くらいの見通しを立てまして、そしてその間に防衛力をどのくらいといふ、そういう計画を立てていきたい、こう考えておるわけでありまして。

○大橋(武)委員 自由党は、そんな六カ年計画なんというものを打ち出したことはございません。五カ年といふことはよく言ひましたが、六カ年といふことを言つた覚えはないのであります。

○杉原国務大臣 私自由党が六カ年とおっしゃつておるといふ意味で、そういうふうには実は申し上げておるのでございませぬ。もしそういうふうにお聞き取りになりましたならば、それは間違ひでございます。自由党は五カ年計画といふものをお立てになつたのであります。

○大橋(武)委員 そうすると、大臣の説明によると、自由党は五カ年であつた、民主党は六カ年になつた、こういうわけですね。そうすると民主党は、そういう意味において自由党に比べて一年の長がある、こういうわけですか。

○杉原国務大臣 長があるといふのはどういふ意味か私にはわかりませんが、そういうふうな意味ではございませぬ。

○大橋(武)委員 長があるといふのは一年長いといふことです。(笑聲)

○杉原国務大臣 それは一年長くなつたわけでありまして。

○江崎委員 関連して。防衛長官、これはあなたに任せません。やはりもうちょっと真剣に考えてもらわなければいけません。あなたが一番初めに防衛庁長官に就任せられてここに來られたときに、今までのように一年々々の防衛計画では困る、だから民主党内閣は六カ年計画といふものによつて、長期防衛計画を立てて、防衛力の増進をはかつていくのだ、そういうことをあなた自分で施政演説なさるに、ここでおやりになつたじゃありませんか。そのときにちょうど今大橋委員から質問があつたように、私やほかの委員からも、一体この六カ年のよつて來たる根拠は何か、どうして六カ年といふこの数字が出てきたのかといふことで、この委員会が紛糾した御記憶があるだらうと思ひます。そこでわれわれは委員長にあずけて、そして委員長は、その根拠は後刻明確に答弁するといふことにして、まあこれはおそろく経済六カ年計画ともきつと関連があるので、しうと言つて、あの紛糾の場面を委員長がいろいろとりなしてくれたいわけですから。あれからもう三カ月も四カ月もたつております。それを今われわれが承わると、あのときまた委員長が紛糾の場面を押えるために、きつと経済六カ年計画と関連があるといふ程度のものでありましようと言つてにこにこしながら取りなされた。これは雑談的な一つの調整の言葉であつた。それを四月もたつてまたあなたが大まじめにこゝで言われる。大橋委員の今聞いておられるのは、大体六年といふ根拠はどこから出てきたかといふことであつて、これははっきりしなければいけません。いつまでたつても何も示さずに、ただあらゆる角度からと言わ

退するものであるか。およその見通しがあるはずだ。具体的におっしゃっていただきたいと思ひます。これは大橋委員ばかりではありません。おそろく民主党の委員の方でもその点についてはお聞きになりたいのだらうと思ひます。どうかはつきりお答え願ひたい。

○杉原國務大臣 わが国が独立国にふさわしいある程度の自衛の体制を整えることは必要だと思ひますが、今それが六年というのはどういうことか、これがおっしゃいますので、これは今わが国の独立国にふさわしい一つの自衛体制を作るとともに、それと非常に密接な関係があるわけでありますが、その間に少くともアメリカの地上軍の撤退ということは弾待し、その点は重要なこととして考えておる次第でございます。

○江崎委員 それでちょっとはつきりしました。大体六カ年計画を遂行していく、その最終年度にはアメリカの地上軍は撤退する場面もあり得るということ、重要な問題として御考慮になつておる、こういうことですね。

○杉原國務大臣 そうです。

○江崎委員 わかりました。

○大橋(武)委員 地上部隊増強の最終の目標が米軍の地上軍の撤退だ、これは私それだと思ひます。ただそれがいつごろやれるつもりであるかということ、六年というのを承わりたいと思ひますが、経済六カ年計画というところ、この経済六カ年計画にしよう、この国会中ではきまらないでしよう、この国会が済んで来年の国会になれば、今度は一年たったのだから五カ

年計画にならなければならぬのだ、おそろく今のあなたの言葉を聞いておきますと、来年になれば七年計画、八年計画になるのではないかと、このことを心配せざるを得ない。一体六年と、このことについてあなたは責任が持てるのかどうか、そうしてまた根拠があるのかどうか、ないならばいいとはつきりおっしゃいます。どっちか一つはつきりした御答弁をいただきたい。

○杉原國務大臣 今政府として考えておるところは六カ年の計画でございます。

○大橋(武)委員 そうすると、政府としては閣議でもって六カ年で地上軍の撤退をさせるような防衛計画を作らなければならぬということを決しておられますか。

○杉原國務大臣 駐留軍の撤退につきましては特に閣議においてその時期をはつきり決定するといふものではないと思ひますので、そういうことはやっております。

○大橋(武)委員 そうではなく、経済六カ年計画なり、あるいは防衛六カ年計画なり、そういう計画は六カ年に完了すべきものであるということについて閣議の決定をしておられるかどうかというのを承わつておるのです。

○杉原國務大臣 私の理解しておりますのは、六カ年計画の、経費で作った一つの構想といふことで、そしてこれは六カ年間にわたる望ましい一つの目標といふものを示しているといふ趣旨のものだと思ひます。その点につきまして、あの構想につきましては、国会に提出するに於いての閣議の了解だつたように私は記憶しております。

○大橋(武)委員 そうすると、六カ年計画といふものを、経済についてはいまだ閣議決定はない、こういうわけですか。

○杉原國務大臣 六カ年計画そのものについては、私はそういうことはなかりに思ひます。

○大橋(武)委員 こういう状況では、日本の防衛の完備ということが一体いつにならばできるか、まことに大臣の御答弁は心細い限りであります。しかし事実そういうだらしない状態にあるので、急にできるものでもないと思ひますから、六カ年の問題はその程度にいたします。

今年度において自衛隊の陸上部隊、海上部隊また航空部隊に対するアメリカからの器材、燃料、弾薬等の受け入れ数量の見込みがありまして承わりたいと思ひます。これは政府委員からでけつてございませう。

○久保政府委員 主要なものの数量と金額を申し上げます。

陸上部隊、第一に火器類でございますが、これは大小取りまぜして十七万、金額にいたしまして、これはいろいろ資料で価額を推定いたしまして、さらに再用品といふことで六割程度を省いておりますが、三十七億余り。それから特車類が、数量は二百二十五、金額は約二十八億、車両類、これは六百十六、合計三億、それから通信機が四千、合計三億、それから九十八億、これが陸上部隊でございます。

海上自衛隊の関係は、艦艇が潜水艦一隻、これは推定価額十八億。航空機の関係が、実用機がF86Fが

五十四機、C46が六機、P2Vが二十四機、PBVが六機、小型対潜機が十二機、以上合計百二機で、推定価額は百十九億となっております。ほかに練習機が、T33は五機、T6Gが八機、合計百三十四機、金額にいたしまして約二十五億、航空機が合計百四十四機、かように相なっております。

合計いたしまして約二百十六億でございます。

燃料は米軍からは供与を受ける予定はございませう。弾薬につきましては、大体一年分の通常消費量一百万トン程度の供与を受ける見込みであります。金額にいたしまして、一百万トンで約五十億見当になるかと思ひます。

○大橋(武)委員 各自衛隊がその機能を發揮いたしたために、弾薬、燃料、武器、車両等、必要な際のために貯蔵することは、当然必要だと思ひます。この貯蔵の状況は現在どういふことになっておりますか。

○久保政府委員 貯蔵につきましては、物によつて違ひますが、第一に弾薬、これは陸を主として申し上げますが、六月末現在で、各種弾薬を合せて約十四万トン弱、これはほとんど全部米側の供与によるものであります。それから燃料につきましては、これも自動車、航空機、艦船等、いろいろございますが、合計いたしまして年度末で七万一千キロリットル、これは物によつて違ひますが、三ヶ月ないし六ヶ月交える程度でございます。備蓄はさうなことになるかと。

○大橋(武)委員 これは侵略に際して防衛の任に當る場合に、現在の規模の自衛隊としての程度のものを備蓄する

必要があるのか、そうしてどういふ計画で必要量まで備蓄していくのか、そういう計画があるか、これを承わりたい。

○久保政府委員 大体弾薬もしくは武器等につきましては、有事の場合の備蓄といふことは若干考えておりますが、大見当三ヶ月程度考えております。

○大橋(武)委員 その三ヶ月はすでに備蓄済みですか。

○久保政府委員 弾薬の例はただいま申し上げた通りでありまして、武器等につきましては、三十三年度の供与期待の中におおむね入っております。ただ日本側で調達いたします燃料、石油等につきましては、今のところ、先ほど申しました数字は一応平時の使用量でありまして、まだそこまで参つておりません。

○大橋(武)委員 この増強計画もけっこうですけれども、特に防衛庁とせられましては、現在あるところの部隊の防衛能力をできるだけ完全ならしめることが最も必要だと思ひます。このためには、どうしても必要な器材なり、車両なり、燃料なり、弾薬なり、ものについて平素から備蓄の計画を立て、そして一定の期間内にすみやかにその備蓄を完了しておく。それではないければ有事の際の機能が發揮できないと思ひます。そういう点において特にこの問題については当局としても御留意いたされたいと思ひます。大体いつごろまでに完全な備蓄を終るお見通しでございますか。

○久保政府委員 ただいま申し上げましたように、弾薬、武器等について

は、三十年度は大体一応所要の備蓄はできるんじゃないか。燃料につきましては、毎年度少しづつ備蓄量を増加いたしております。一方、タンク等の増設がようやく本年度あたりにかつて完成いたすというようなことであります。ただ予算の関係その他で今年年中に弾薬等と同じような割合で有事の際の備蓄を持つことはこの一兩年ではちょっと困難かと存じておりますが、できるだけ早くそれに並行していたしたいと考えております。

○大橋(武)委員 次大臣から明年並びに明後年における陸上、海上、航空部隊の増強計画を伺いたいと思ひます。

○杉原國務大臣 来年及び再来年におきましては自衛隊といたしまして若干の増強は必要だと考えておる次第でございます。まずさしあたり来年のことでございます。またこれにつきましても実は三十年度の増強の計画、それに伴う予算及び法案等もまだきまつていないような状態でございまして、せっかく検討中でございます。

○大橋(武)委員 また残りの質問がございまして、ちょうど福島長官がお見えになりましたから……

○宮澤委員長 それではこれより駐留軍基地問題について発言を求められておりますので、この際これを許します。中村高一君。

○中村(高)委員 昨日の立川飛行場の基地問題につきまして、調達庁の測量班と現地の住民との間に混乱が起つたように、新聞にも伝えられております。また負傷者も出たようになっておりますから、調達庁長官と、あと法律的な見解につきまして法制局長官と

に承わりたいのでありますが、昨日の事故について調達庁の方にはどんな報告が来ておりますか。要点だけを御説明願ひたいと思ひます。

○福島政府委員 昨日、御指摘の通り、立川飛行場拡張予定地の一部について測量を開始したわけでございまして、御承知の通り、立川飛行場の拡張予定地に立ち入りしたいという問題は、法律上の手続はいたしておりますが、しかし常にこういう調査は所有者の了解を得てからの方が希望せられる事態でありますので、法律上の手続は済んでおるけれども、了解というところで、さしあたり道路だけ、公道だけの調査にかつたわけであります。東京調達局の矢崎次長以下職員十三名は、昨日六月三十日でありましたが、午後三時三十分から砂川町の都道四号線四番、五番区間におきまして測量を開始したわけであります。その道路の上には二百名ばかりの群衆、応援共闘団体のと思われるわけでありまして、集合せられており、測量作業に対し相当な妨害がございました。群衆はスクラムを組んで押した結果、トランシットが倒れ、矢崎東京調達局次長は顔面に五日間の療養を要する傷を受けたわけであります。また群衆はスクラムを組んで測量従事職員を道路側の有刺鉄線の方に押しつけたために、職員中一名、大和田敏郎と申す者が右手に三日間の療養を要する傷を受けたわけであります。また測量用のテープを踏みしめる等測量の続行を不可能に陥れられまして、辛うじて木のくし四本を打つただけで約二十分後に作業を中止したわけであります。この測量に当りました

ては事前に道路交通取締法の規定に従いまして、立川調達事務所長の名義をもって、所轄立川警察署長から測量くい打ち等の許可を取りつけてあります。当日の測量を実施したのは許可区域内の公道上にどまるものであります。すなわち、東京調達局の行った措置は適法なものと考えておるわけであります。

○中村(高)委員 ただいま長官の説明によりまして、道路を測量したのであるから、道路の使用については手続済みであるから、道路を測量することに違法はないという御説明でありましたが、おそれるこの道路の測量ということも飛行場拡張計画の一つであつて、道路自体が直接の目的で道路自体だけ拡張するとか、道路自体を改修するとかいふようなことは調達庁の事務ではないのであります。これはそれぞれ建設省なりあるいは東京都なりが行うべきこととでありまして、今回の測量は道路をやつたと言つておられますけれども、その道路は飛行場拡張事業の一環としてやられたのであつて、道路をやることは合法的だと言つておられますけれども、むしろこれは道路自体の問題ではないと思ひます。それはどうでありますか。

○福島政府委員 もちろん飛行場拡張の一環として道路の測量をいたしたのであります。お説の通り飛行場拡張のために測量をいたしたことに関連はいたしません。しかしながら何のためによりまして、道路は道路でございまして、これは公道であるといふことでございまして、つけ加えて申し上げますならば、立川の拡張計画の中の最も難点はその拡張計画が道路にかか

るといふ点が眼目でございます。道路を測量するといふことが立川飛行場問題の眼目でございます。

○中村(高)委員 長官の答弁によりまして、明らかに飛行場が道路にかかるといふことが結局町を二つにぶち切られてしまつて、交通もできないところというところに町民の非常な悩みがあることは明らかであります。この飛行場拡張計画について法的ないろいろの手続についてまだ十分尽しておらぬのであります。長官もできるだけ住民との間に話し合いをつけて調整をしようにする努力のあることは私もよくわかるのであります。しかしこの場合どうしても土地を奪われることに対しては反対だといふ場合において、長官としては強権を発動するんだといふのであります。それについて法的に十分なる状態において強権を発動するといふようなことは、これはいかに調達庁としてやるべきことではないかと考えておるのであります。が、法的に現在においては御承知のように、町長がなすべき規定でありますところの告示も住民に対する通知もせないのであります。結局個々の占有者はそれは新聞や何かで知らないはずはないといふけれども、あるいは新聞で見えて知つておるかも知れませんが、そんなことは占有者に法律的には知つたとは言へないものであります。土地収用法の規定からいいますならば、占有者は通知をするか告示しなければならぬといふふうに明確に規定をされておるのであります。それを、知つておるのだらうといふようなことでは断じてできないと思ひます。私どもも国といたしましては、収用法の規定に基きまして、準備のための立ち入

りような手続の完了しないままに、昨日の道路をやつたような調子でさらに続行するといふことは、やはり事態を悪化させるものだと思うのであります。が、長官は、道路を合法的にやつただけであつて、その他のことは合法的な法律上の手続ができるまでやらないといふのであります。か、どうでありますか、その点をはっきりしておきたい。

○福島政府委員 道路を合法的にやつたつもりなのであります。けれども道路から追い出されてしまひましてどうにもならないわけでありまして、しかしながら今後道路から始めまして、全般の調査をしたい。そういったさなれば、あの道路にかかるといふ拡張の計画を、いかような別案があり得るかといふようなことにつきましても、全く案も立ちませんし、まだ引き続き道路の測量を要する面が多々あります。これは本日もしも続行しておると思ひますが、やはりたいと思つております。なおそれ以外に一般の所有地につきましても、これは道路の済むまでに若干の余裕もあるわけでありまして、さらに話し合いがつくような努力は続行いたしたいと思ひます。その際御指摘のございましたような、法律上の手続が完了しておらないというお話でございます。私は、私も法律上の手続については遺憾はない、適法である、また一般民有地に立ち入つておりませんけれども、民有地の問題になりまして適法性は十分にあると考えております。それは町長の公示があるかないといふところに分れるわけでありまして、私どもも国といたしましては、収用法の規定に基きまして、準備のための立ち入

り、調査については、都道府県知事の許可を受ける必要がなく、ただ立ち入ろうとする土地等の区域及び期間等を知事に通知すれば足りるのであります。それから、調達局長の立ち入り権は、知事に通知をしたときに生ずると解されるのであります。調達局長の通知に基きまして知事が公告したときから、土地の占有者は立ち入りを受け入れる義務が生じておるのであります。従って調達局長が収用法に基きまして市町村長に立ち入り通知をした後は、市町村長が土地の占有者に対し通知とか公告いたしませんでも、調達局長は、八条の規定によります証票等を携帯して立ち入り、調査することができると考えております。

○中村(高)委員 今の点は土地収用法の十二条の規定でありましようが、これに対して法制局長官にも、今の調達局長官と同じ解釈かどうか御答弁を願いたい。

○林(修)政府委員 お答えいたします。結論としては大体同じことになるわけでございまして、御承知のように、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法という法律がございまして、いわゆる駐留軍に提供する土地の使用に關しましては、この法律の適用を受けておる。この法律は、御承知のように、第十四条で大体法律に特別の規定がない限りは土地収用法を適用することになっております。従いましてこの事業の準備につきましては、土地収用法の第二章の規定が適用になるものと考えられるわけであります。これにつきましては、この十一條の規定に基きまし

て、國が起業者である場合には、事業の準備のための土地立ち入り、調査につきましては、都道府県知事の許可を受けることは要しないで、その立ち入ろうとする土地の区域及び期間を都道府県にあらかじめ届け出ればよいことになっております。その届け出でた場合には、十一條の三項によつて、その起業者またはその委任を受けた者は、その土地に立ち入ることができるとなつております。第四項では、同時に都道府県知事はそういう通知を受けた場合には、その土地の区域及び期間をその土地の占有者に通知し、またはこれらの事項を公告しなければならぬといふことが書いてある。今問題になつてゐる点は、こういう手続は一応調達局長としては済んでゐることと今私同様のですが、問題は、十二條の、そういう十一條三項の規定によつて入ろうとする場合には、その五日前までに日時及び場所を市町村長に通知しなければならぬ。市町村長はその通知を受けた場合には、その旨を土地の占有者に通知し、または公告しなければならぬといふこの規定との關係だろ

うと思つてあります。私どもの考へといひましては、この十二條の一、二項の規定は、この土地の立ち入りあるいは測量調査をより円滑にやるために書いた規定であると思ひます。いわゆる土地の立ち入り権の問題は、この十一條一項から四項までの規定で尽きてゐるのではないか、かように考へるわけでございまして、従いましてこの十二條の規定の手続をかりに市町村長が行わなくとも、十一條の一、二、三、四項の規定で手続が済んでおれば、十一條の三項の規定によつて立ち入りが

できるものと思へる。それは結局十三條で「土地の占有者は、正当な理由がない限り、第十一條第三項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならぬ」と書いてゐることからもうかがわれるわけであります。十一條の規定の手続が済んでおれば立ち入りはできる。ただそれをより円滑にやるために地元の市町村長にも知らせる、そういう意味でこの規定が置いてあるものと思つてゐますが、立ち入りはできるのではないかと考えております。

○中村(高)委員 いやしくも法制局長官ともあるものが、土地収用法という法律があつて十二條にちゃんと規定のあるものを、何か円滑にやるための注意のためにある規定のようなことを言うことはもつてのほかだと思つてゐる。言ひます。いやしくも法律は、町会の通知や何かあるまいし、自分で都合のいいように、その方が便宜だといふような、そんなばかんな便宜的に自分の都合のいいように解釈することはもつてのほかだ。もし法律をあなたが

必要ないといふならば、堂々と改正するなり何かするなりが、この法規の上には、市町村長は土地の占有者に通知し、または公告しなければならぬといふ規定、そうしなければならぬといふ規定を、通知した方が都合がよいのだといふように便宜的に解釈することは、いやしくも法制局長官として、そんなことは許さるべきことではないと思ふ。もしそういうことについてあなたがそんな勝手な解釈をして他人の土地を奪い去るというやうなことをしたら大問題だと思ふ。法律を改正するとか何とかすればいいが、嚴として法律にしなければならぬといふもの

をしないやう、便宜的なその方が都合がいいといふやうなことで出かけてくるから、問題が起るのだらうと思ふ。これはむしろ調達局長の長官としては、なかなか中にはさつて苦しいといふことはわかるのです。一方はアメリカから責められる。地元からはいやだと言われる。あなたの立場はわかるけれども、法制局長官は法律の番人でありまして、それがどうも困つてゐるから、都合のいいように解釈したり何かするといふことはもつてのほかでありまして、もしあなたが考えるやうに、どうでもよいならば、この十二條は削除するか、あるいは何か法的な措置を講じなければならぬ。嚴としてある法律をあなたは適用しなくてもいいといふ暴言をお吐きになるかどうか。

○飛鳥田委員 ちょっと関連して。今の中村先生の質問に答へてお答えいたしたいと思つてゐるのですが、十二條の手続が欠けている、こういうことは十三條の「土地の占有者は、正当な理由がない限り、第十一條第三項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならぬ」といふ場合の正当な事由に入りませんかどうか。これは十二條であなたのお説に従つて注意的な規定であつたとしても、これは土地の占有者その他を保護するための規定であることは当然誤まりないと思つてゐる。この手続が行われていない限り「占有者は、正当な理由がない限り」といふこの正当の理由に入る、十二條の手続が欠けられてゐる限り、その立ち入りを拒絶することができ、どう解釈するのが少くとも法律の常識だと思つてゐる。が、この点も合せて御答弁願ひたい。

○林(修)政府委員 解決して勝手な解釈をしておるわけではございません。で、十二條は、もちろん市町村長は都道府県知事からこういう通知を受けました場合には、その通知を受けまして、土地の占有者に通知し、あるいは公告する義務はございまして、もちろん義務があることは當然でございまして、私の申し上げましたのは、第十三條で土地の占有者の受忍の義務は十一條を受けております。十一條の手続が済んでおれば、その土地の立ち入りは調達局長の方ではでき、相手方は正当な理由がない限り受忍しなければならぬ、そういう手続になつておる、そういうことを申し上げたわけではございません。この規定の解釈は、別に私勝手なことをいいたしたわけではございません。で、この土地収用法立法當時からそういう考え方でこれはできておると私思つております。

それから土地の占有者の権利の保護に欠けるところがあるんじゃないかといふお話であります。これは當然十一條の四項によりまして、都道府県知事も土地の占有者に通知をすることになつておる、そういうこともあつたわけでございまして、十二條はさらにそれをもう少し慎重にする意味で市町村長に通知する、市町村長も公告をしなければならぬ、もちろんこういう義務を市町村長に課したわけではございませんけれども、これが直ちに占有者にとつて立ち入りを拒否する原因にはならない、こういうことでございまして、今、飛鳥田先生からおっしゃいました正当な理由云々でございまして、これはやはり個別的なケースで考えなければならぬ問題かと思ひますが、十二條二項による通知を受けておらない

方自治法をぐらんにすればわかるように、市町村長が政府の命令に基いてこういう公告と通知をしない場合には、ちゃんと規定があるのじゃないですか。たとえば罷免をすることもできるといふし、あるいは知事が代理執行することもできるといふし、裁判を起せるという規定もあるし、命令をするという規定もある。やらなければ断然たる処置ができるという規定さえあるということを考えてみれば、おやりになつたらいいじゃないですか。市町村長が言うことを聞かないならば、ちゃんと罷免までもできるというくらいに規定があるのに、あなたの方はこの規

定を便宜的な規定だなんといういいかげんなことを言わないでもらいたい。この規定は強行規定です。便宜的な規定だなんということを言うてごまかしておつてはとうてい問題の解決はできないと思います。この地方自治法の強行の規定によつて、こういう場合に法制局長官、できるのではないですか。

○林(修)政府委員 私は十二条二項を便宜的規定と申し上げたわけではございません。これは当然市町村長がそういう義務を課せられておるわけでありまして。しかし手続からいえば、十三条は十二条の二項の公告または通知がなくてもできるのだということを申し上げたわけでありまして。十二条の二項が便宜的な規定だということを言つたわけではないのであります。市町村長はそういう義務を課せられております。そして市町村長がそういう義務を課せられておる場合、これは国の機関委任の事務であるうと私も思いますが、その場合には、地方自治法の規定はもう明らかであります。それと今の立ち

入りの手続とは、先ほどから私の申しますように、別問題であります。十二條の二項の規定がなければ、十三條の方のあれがないということとは、先ほどから申し上げておるうちに、これは別問題でございます。

○井上委員 きわめて重要な法的根拠の問題について、専門家である法制局長官が御答弁をされておりますが、これは事業の準備に関する手続を規定してあるのです。それであなたは、その手続だけは法文上はなくてもいいと言いますが、そんな都合のいい解釈がありませんか。それならこれは施行規則か何かできめておくことであって、そういう場合なら、法律的性格は持つておつても、多少融通はきくということがあつても、法文としてはっきり規定してあるものを、そんな都合のいい、いかげんな解釈をやられた日には、一体所有者の権利というものはどうなりますか。憲法で保障されておる所有権は一体どうなるのです。そんなむちゃくちゃなことを言われてはたまらな

い。それでしよう。あなたはそう考えませんか。そこまで考えてもらわなければ困る。

○林(修)政府委員 もちろん憲法第二十九條の財産権の保障ということとは、当然のことでございます。またこの事業の準備は、財産権の問題と直接ではございませんが、結局基本的人権の保障あるいは住居の不可侵というふうな問題と相關連する問題だと思ひます。従つてその手続が慎重でなければならぬといふことは、当然おしやる通りでございます。従つてこの二章の第十一條の規定も置いてあるわけでありまして、またそれをスムーズにやるために、市

町村長に十二條の義務を課しておるわけでありまして。しかしながら当事者と起業者側の間の問題は、私どもの解釈としては、この十一條の問題であつて、これによつて当事者の権利保護のための手続は一応これでいいのだ。この手続が済めば立ち入りはできるものだ。これは十三條と十一條の規定を照し合せて考えれば、そういうふうな解釈される、こういうふうな申し上げておるわけでございます。十二條の手続は市町村長には義務でございますが、これがなければならぬといつて、直ちに立ち入り権はないのではないかと、かように言つておるわけでございます。

○井上委員 それはここではっきり規定してあるように、市町村長にその行使の義務が課してあるのです。あなたのおっしゃる通りに、調達庁長官とあるいは府県知事とかいふものには立ち入り行使の義務は課してない。いついつからお前の土地に入るが一つどうだということを、五日前に通知をして、そこでなかなか住民も言うことを聞かぬといふ場合になつて、初めて行使の標札を立てて、いついつから立ち入り調査をすることといふことを住民に知らすといふことにならなければならぬのです。調達庁長官も知事も、そういうことを住民に知らす何らの規定はないのです。ただ規定のありますのは、ただいま問題になつておるこの市町村長が所有者に対して、こういう言うてきたから一つ調査をやらすからといふ行使権がここに規定されてある。この行使権を飛び抜けてそんなことをされたらたまったものじゃない。いつの間にかそういうことがきまつたか、住民も所有者もちょっと知らぬ。知らぬ

のに法律だけあるんだというふうなむちゃなことを言われてはたまつたものじゃない。お前さんは百円札を持つてるだろう。おれはとる権利があるんだ。そんなむちゃなことを言われてもどうにもならない。あなた十二條を飛び越えたいかぬよ。

○林(修)政府委員 決して十二條を飛び越えておるわけじゃない。十二條で、これは調達庁長官ももちろんこの十一條の規定に従つて、一定の手続上の義務を課せられておるものでありまして、都道府県知事に通知しなければいけないことになつております。また都道府県知事は、その通知を受けた場合には、土地の占有者に通知もいたします。また地元の市町村長に通知をする義務も課せられております。そういう義務は調達庁長官も都道府県知事も負つておるわけでありまして、市町村長は、そういう通知を受けた場合には公告する義務を負つておるわけでありまして、義務を課せられておる点においては、内容は違ひますがみな同じであります。手続上はそういうふうなきまつております。私が先ほどから申し上げておる点は、結局十一條、十二條、十三條の規定を全部読めば、いわゆる調達庁長官の立ち入り権限は、十一條一項あるいは二項、三項、四項の手続を完了することによつて、十三條によつて土地の占有者は受忍する義務があるのだ、正当な理由がない限りは認めないのだ、こういうふうな解釈されるおしやるのであります。

○井上委員 政府の方ではただ都合のいい法的解釈によつて、一方的にやろうとする。政府の方としてはそれでは

いかもしれないが、土地所有者及び家屋所有者、これに影響を持つ一般住民はたまつたものじゃない。そこで調達庁長官に伺ひますが、かような問題を、ただ法律に規定してあるから、法文上執行しておりさえすればそれで事が済む、こういう解釈でおやりになつておりますか。それともこの仕事は国としても非常に重要な仕事であり、やらなければならぬ仕事である。また實際上いろいろ問題を起す仕事であるから、できるだけ所有者を納得させて、また管轄の市町村長を納得させて、十分得心の上で政治的な解決をはかるというふうなやり方をとるべきじゃないかと思ひますが、一体長官はどつちをおとりにするうといひますか、それを伺ひたい。

○福島政府委員 その点につきましては、先ほど申し上げたつもりでございますが、飛行場の拡張というふうな問題は、これは容易にできることではございません。今一方的通知でできるとかできないとかいふようなお話であります。その調査といふものがかりにできまして、調査だけが目的ではなないので、そのあとで土地の提供を受けなければならぬわけなんです。あとへあとへと問題が引き続いていくわけでありまして、あらゆる意味で了解を取りつていくことが正しくもあるし、またその方が賢いわけでありまして、従いまして全面的に反対せられておるといふ立川につきましても、私有地の問題になれば、できるだけ了解を取りつけて、調査もさせてもらふという方角に持つていくといふことをいまだに考えておるわけでありまして。私有地に踏み込んでいくといふのは、

まだやつておらないのであります。昨日、また本日も、そのことを続行しておりますといふことは、公道上でやつておるわけでありまして。その公道を応援団が何か知りませんが、占領されて、役員は入るな——言いぐさは私どもの方にあると思ひます。言いぐさのない方の人々ががが言われる筋合いではない。公道の調査も、相当日数かかる問題であります。その間にできる方角へ持つていく。しかもほかの飛行場の拡張と違ひまして、公道上の問題の見通しがつきますならば、この飛行場の格好の模様というものは大体見当がついて参るという、最も重要な点を見ておるわけでありまして。この町長の公示があるとかないとかいいて、公道を占領する権利はないわけですから、私もはききのうのあれはけしからぬと思つております。

○井上委員 とんだ方向へ答弁がいきまされたが、さうなことを質問しておるのではない。問題は、御存じの通り、日本のように土地が狭く、かつ生活が非常に困難な状況に置かれておるところにおきましては、その土地を取り上げられることによつて、あるいはその住居を撤去せなければならぬことによつて、ここにわずかな補償をいただきましてにしても、また他の地価に比べれば相当高い価格で買上げられることになつてしまつても、その土地によつて生活をし、その居所によつて住居いたしておる者にとつては、実に將來に關する重大な生存権の問題であります。かようなものを脅かすといふ場合においては、よほど慎重に事を運んで、円満に処していくといふことの

い

対策を考えなければならぬ。ところが調達庁は、今まで民間のものを借り上げる、あるいは使用する、あるいは買上げるというような措置をいろいろたくさんとってきておられますが、これらの措置において、従来占領下におきます場合には、日本の主権はございませぬから、占領軍のいわゆる権力によって一方的にやられますから、その下請をやった調達庁として、それはそれでいいかも知れぬ。しかし、それよりも主権が回復して、日本政府のもとにおいてやらなければならぬことになった今日においては、あくまで民主的な方法を講ずべきであります。この飛行場を予算化し、これを実施しなければならぬ調達庁といたしましては、具体的に私がたていましめますよ。な市町村長なり、あるいは当該地区の住民なりに執拗に集金を求めて、懇談に懇談を重ねて、政府の意のあるところ、また工事の重要な目的というふうなものを十分意思を徹底して、たていましめます通り、自分の将来の生活権に關する大問題でありますから、容易に納得はしますまいけれども、そこは権力的な威圧を加えたり、法律的な権力を乱用したり、そういうふうなおいを出さずに、あくまで一つ国のため、あるいはこの事業の重要性を理解願うという立場に立って、私はやるべきだと思ふ。一体今まで数回にわたって慎重な手続をとってやっておりますか。たとえば予算化するにしても、先般事務当局に伺いますと、一々現地の調査もせず、また実測もせず、大体の机上的な概算によって予算が編成されておることがわかりました。そのようなことをして、そう

してこれこれの飛行場は拡張されるんだという報道をして、それで地元民に、これはえらいことになったという先入観を吹き込んで、恐怖の念を与えていったんでは、もう相手はすでに武装しておりますから、この武装しておる状況をほどこくというところは容易なことではありませぬぞ。だから少くとも予算化をし、かつ拡張を相手方から要求されましたならば、ただちに県庁を通知し、あるいは当該市町村長を通じて、地元民との間に十分連絡をとって、懇談に懇談を重ねるやり方をなんであなたはおとりになりませぬ。そのやり方が妥当な、政治的な解決の方法じやありませんか。これを伺いたい。

○福島政府委員 井上さんのおっしゃる通りでございます。できるだけ地元の方の了解を取りつけてやろうということと、各方面ともやっております。ただ問題になっております立川に關する限りは、町長さんが全然出てこない、何べん会いに行ってもいないということとで、話のしようがない。やむを得ませんから、法律上の手続も——しかし、いきなり私有地に入る必要もない、まだ時間の余裕もあるから、なお話し合いを続けよう、向うが出てこなければ、話もできませんけれども、その意味において、公道上の調査でもやろうということになっております。御指示のように、民主的なやり方というものは、でき得る限り突き詰めて参りたいと考えております。従いましてわれわれもそういう精神で、民主的なやり方を貫きたいと考えております。従って公道上における活動とかそういうことも、当然われわれも許されてしかるべきものだと思ふ、公道を占拠する方

がよほど民主的でないと思ふておるわけでありませぬ。

○井上委員 長官は、職務執行の責任を負わされておりますから、強引に事を進め進めというところも考えられるのでありますが、たとえば、たていまれるお話のように、立川の場合に、町長を何べん呼び出して出てこない、もちろん町長は執行者でありますから、町長を相手に話をしなければならぬというところになりましようけれども、その場合町議会というものがございまして、町議会が問題にならぬ場合には、さらに各部落代表もおりましようし、それぞの人々がおるものでありますから、いたずらに事を激発していくやり方をとらずに、できるだけ円満に話を進めるような方法に態度を改むべきではないか。特にたていま伺いますと、道路の測量に關係して公道が占拠されるという問題でございまして、道路の測量なんという問題は、あと回しでも一向差しつかえないものであります。最も人の集まりやすい地点を先に手をつけて、いたずらに民衆を憤激さすというふうなやり方は、妥当な処置ではありませぬ。従ってそういうものは、強行するというのはなしに、話のつくまで一時あと回しにして、あなたの方でも十分政治的話の進められる道を考へてやるようにできないものか、あくまで強行するつもりか、そうしていただに大きな問題に発展して、国会の大問題にまでこれをもち込むつもりか。そこまで腹をきめてやるというところなら、何をか言わんやでありますけれども、そういう手荒いことを考えずとも、もう少し円満に話をつくものであります。慎重におやりになったらど

うか。それとも今道路測量を強行して、あくまで警察官を動員し、群集と対抗してでも目的を達するというところへいきますか、そうして市街戦まで持っていくんですか、ついに自衛隊も繰り出しますか。それはおもしろいかわからぬけれども、それはおもしろい解決いたしません。そこらは一つひとつ慎重におやり願いたい、こう考えますが、どうでございませぬか。

○福島政府委員 道路などは人の集まりやすいところであるから、あと回しという御注意もございまして、ごもっともだとは思いますが、けれどもいろいろ飛行場の拡張の中に立川の拡張、これは千五百フィートの拡張でございまして、これが道路の中へつっ込んでくるというだけの拡張なんです。従いましてこの道路を調査すれば大体の検討は終つてしまふわけなんです。従いましてこれをあと回しにするということとはちょっともう工合が悪いのであります。ほかの飛行場と全然違ふ。その道路のところは問題なんです。あります。従いましてこれはあと回しにするというわけには参りませんまいと思ひます。またもつと手を尽せば話し合ひもできるはずだということとでございませぬ。私もその方もさらにさらに手は尽したいと思ひておられますが、五月初め以来役場を訪れ、町長等にお話ししたことも最初はあります。同意を得られぬ。以来砂川の町の幹部あるいはその他の有力者諸君に相当にいろいろな話はしておりますが、手紙を出しても返ってくるという始末だとか、あるいは五月の半ばごろになりまして各戸に立ち入り禁止とか話し合ひ拒絶とかいう札を全部張りめぐらして

しまうということになりまして、どうにもこうにもしようがない。しかもわれわれもいたしましてはそうむやみなところではなくて、通路の面の問題が解決すれば相当の案も立ち得るわけでありませぬので、収用法による手続を開始する決心をしたわけでありませぬ。相対に丁寧をやっておるつもりであります。また町長は工事を拒絶されまして、たていま所有者はすべて、また直接われわれの方からも通知はして、おるというふうなことで、手続はかなり丁寧をやっておりますが、しかしながらさらに手を尽したいと思ひておられます。ただここで強行云々ということとでさらに行進するかどうかという話もございまして、たていま、当面の目的の、きのう以来始めております道路の調査のごときは、これは市街戦をやらなければ天下の公道は通れないという、そんなばかなはずはないのでありまして、私は公道は通れるという普通の法律常識で仕事をしたいと思ひます。

○井上委員 次に伺ひたいのは、先般私算委員会が長官に伊丹の飛行場の拡張に關連をして質問したのでありますが、この伊丹を拡張するといひますならば、一体予算はどのくらいを見込んでおりますか。またこれは具体的に何ら計数をばき出してないという現状でございませぬか。

それからもしこれを予算化をいたします場合は、本年度のウチ内においては、先般も事務当局にいろいろ伺ひますと、なかなか困難なようございませぬ。そこでこれは来年度予算において考えたいという先般の長官の御答弁でございませぬが、来年度予算でこれをや

ろうといいたします場合に、その予算化をいたします前に、伊丹の予算化をするということについて、予算ができて閣議にかけるのじゃなくて、予算化する前に閣議の了解を得ますか。これは非常に大事なことでありますから、この点を一点伺っておきたい。

それからこれを予算化するという点になりますと、現実に実地調査をしないで机上概算においてやり得るといってお話してございしますが、それがもし実地の実測面積と公簿面積との上に非常な開きが出るといような事態が出ました場合はどうこれをあんばいいたしますか。さらに予算化をいたしますのは一本いつごろからの予定でございしますか。これを一つ伺いたいたしております。

○福島政府委員 伊丹の拡張の問題は、これをいついたしますにせよ、予算的にどれだけの大きさかということにいたしますと、はなはだ大づかみで申しわけございせんが、日本側の予算が五億から六億ではないか。またアメリカ側の予算がこれ三十億くらいではないか。アメリカの方のことは知らないといしまして、日本側だけでも、少くとも五億、六億はなければいけない。従いまして、本年の予算に入らないということでございます。問題は本年の予算には入っていないが、本年度の予算でやる気になったらできるかどうかという点が一つあります。これは先般も参議院でございしたか、他の機会に申し上げたこともあるのでございますが、理論上の問題、建前の問題としては、本年度でできないというとは言えない、と申しますのは、防衛支出金関係の八十億に近

い金額と申しますのは、やはり施設提供とか、そういう関係がございしますで、非常に反撓の多い仕事でありまして、金を持って、予算化してやるつもりでも、できるとい保障のない仕事がかかりあります。できなくなってしまう仕事は四億も五億も出てくるという点になりますと、伊丹に充当する予算はあるということは言えるわけがあります。しかしただいまのところはそういう事態が起ってくる、本年度の予算内に充当可能な分が出てくるということとは私は予想いたしておりません。しかし建前の問題として可能かどうかということでございますならば、可能ではないということをお願いすることはできない、こういうことでございします。通常の場合は来年度の予算に盛って参るということになります

が、御承知の通り来年度の予算はこの夏ごろから始まるものでございまして、当然に八月、九月のころになりますればこの予算金額をきめて参るという作業——ただいま申し上げました五億六億だという程度ではなくて、もうちょっとしっかりした金額をきめなければならぬという問題が起ってくると思ひます。ただその際予算化をする前に実地調査をして、ある程度地元の意向も探って予算化することが理想でございますけれども、立川の問題で、御承知の通り、その前の実地調査ができないのでございまして、できないことをやれとおっしゃいまして、もうも工合が悪いので、やはり実地調査はできればやりたいのでございします。が、やらずに予算化するという事態にならざるを得ないかと思ひます。なお予算化をいたす際には、予算的な固ま

り方をする前に、内閣なり政府の了解を得るか、こういう点でございします。が、やり方といたしましては了解を得るという方法もあると思ひます。また予算を提出いたしまして、その計上を許されるということで、承認を得たという形になることもあるかと思ひのでございします。いずれにいたしましても、実質的には政府の意向をきめていただかなければ、われわれ限りやるのかやらないかというたちの問題ではなく、相当大きな問題であるということには間違いないと考えております。

○宮澤委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもってお知らせいたします。

午後零時五十八分散会